

全日空による5月13日デリー発臨時便の運航：在インド日本国大使館

経済産業省からの周知依頼です。

在インド日本国大使館より、5月13日にデリー発羽田行の臨時便にかかる情報がありましたのでお知らせいたします。

- 全日空（ANA）では、5月13日にデリー発羽田行の臨時便を運航することとしました。
- 上記臨時便への予約については臨時運航便という性格のため、全日空のウェブサイトでの予約は受け付けておらず、旅行代理店でのみ受付可能とのことです。予約方法は下記2のとおりです。
- 上記臨時便を御利用頂く方は御自身でデリー国際空港までの移動手段を確保頂く必要があります。その際には移動許可証の取得を支援します。このため下記3に記載の必要情報を5月11日（月）23時59分までに、全日空連絡先 delrsvn@ana.co.jp に御連絡頂くことが必要になります。
- 遠方（デリー-NCR 周辺地域以外）からデリー国際空港に向かって移動を開始される方は、下記4に従い移動開始日の2日前までに在インド日本国大使館まで個別に御連絡願います。
- 上記臨時便を利用して日本への帰国を検討される方のうち、ビザが失効しているまたは出国までにビザが失効する方は、必ず出国までに FRRO のウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し必要な許可を取得してから帰国してください。
- 日本入国時の検疫及び入国後に14日間の自宅等での待機を要します。自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族やお勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段を確保してください。

1 全日空（ANA）では、5月13日にデリー発羽田行の臨時便を運航することとしました。

2 上記臨時便への予約については、臨時運航便という性格のため、全日空のウェブサイトでの予約は受け付けておらず、旅行代理店でのみ受付可能とのことです。予約方法、運賃等は以下のURLのとおりです。

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20200508_Coronavirus_fl_rev.pdf

詳しくは、全日空にお問い合わせください。

（全日空お問い合わせ先）

ANA デリー支店予約チーム：delrsvn@ana.co.jp（営業時間<インド時間（9:00-18:00）

※英語での受付となります。

※臨時便予約以外についてのお問い合わせ先は以下の通りです。

電話：（インド国内）000800-100-9274 ※24時間対応 ※通話無料

（インド国外）+81-3-4332-6868 ※24時間対応 ※有料

ウェブ：お問い合わせ窓口[インドにお住まいの方]URL

<https://www.ana.co.jp/ja/in/site-help/contact/>

なお、本臨時運航便は、新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、御帰国を希望される在留日本人のために、インド政府当局の特別な許可に基づき運行されるものであり、通常の商用運航とは性格が異なるものです。この点につき、御理解頂けますようお願い致します。

また、これまでの臨時運航便では、運航当日になってからの直前のキャンセルが発生しました。臨時運航便という性格に鑑み、一人でも多くの方に御利用頂けるよう御理解・御協力をお願い致します。

3 上記臨時便を御利用いただく方は、御自身でデリー空港までの移動手段を確保いただく必要があります。その際、移動許可証の取得を行いますので、上記臨時運航便を予約された方、又は予約手続き中の方は、以下に掲げる必要情報を5月11日(月)23時59分までに下記の全日空連絡先までEメールで御連絡ください。州境通過や出国審査の円滑化等、皆様の移動を確実にするため、今回も移動通行許可証を申請する予定であり、そのために不可欠な情報となります。

<必要事項>

※すべて英語で御登録ください。複数名の登録を希望される方は搭乗者全員分の情報を御記入ください。

(i)搭乗日(13 May)

(ii)搭乗される方のお名前(パスポート記載のアルファベット)

(iii)搭乗される方のパスポート番号

(iv)空港まで利用される車両のナンバー

(v)車種

(vi)運転手名

(vii)運転手の携帯番号

(viii)出発地点・移動日(地名のみ。通り名、番地、マンション名の記載は不要。

例: Gurugaon, Haryana。遠方の方については、出発日、出発地、主要な経由地も記載。)

(全日空連絡先) delrsvn@ana.co.jp

4 遠方(デリーNCR周辺地域以外)からデリー国際空港に向かって移動を開始される方は、上記3の全日空への御連絡のほか、移動開始日の2日前までに当館まで個別に御連絡願います。その際、上記の航空会社に提供するものと同じ情報に加え(viii)について、出発日、出発地及び主要な経由地を御連絡願います。特に、遠方から州境を超えて空港に向かう必要がある方が複数いらっしゃる場合は、安全確保等の観点から、なるべく同じ車両にまとまった御移動をお勧めいたします。複数の車両を乗り継ぐ場合は全て御登録ください。

5 上記臨時便を利用して日本への帰国を検討される方のうち、ビザが失効しているまたは出国までにビザが失効する方は、必ず出国までにFRROのウェブサイト上で延長手続きまたは出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから帰国してください。

6 4月1日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。また27日本件措置の5月末までの延長が決定されました。インドから出国する邦人の皆様に関連する本件措置の主な点は以下のとおりです。

●全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化(日本国籍者も対象)。(5月末日までの間実施。)(1)空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。

(2)入国の翌日から起算して14日間は、検疫所長の指定する場所(御自宅や御自身で確保された宿泊施設等(※))で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。

※自宅等への移動は公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)等)を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族やお勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。家族による送迎の場合、出迎えに来た方は、帰国者と同乗したという理由では自宅待機の必要はありませんが、帰国者が帰国後に陽性が確認された場合には、濃厚接触者になるため、その時点から待機等が必要となります。

●今回の水際対策強化に係る検疫強化措置や査証制限措置の詳細については、以下の厚生労働省、法務省のホームページ等を御確認ください。

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&A（随時更新される予定です）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_gyou_00001.html

（問合せ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化） 日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（法務省ホームページ）
<http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf>

7 今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により，邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば，本メール末尾の在インド日本国大使館問合せ先まで御連絡ください。

（各種情報が入手できるサイト）
インド政府広報局ホームページ
<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター
https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ
<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ
https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（お問合せ先）
在インド日本国大使館
電話：011-4610-4610（代表）
email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp